

石川県パパ子育て応援企業認定要項

1 目的

男性が子育てに参画しやすい職場環境の整備に積極的に取り組む企業を県が認定するとともに、認定した企業を広く周知することにより、県内企業における男性の子育てへの参画を促進することを目的とします。

2 認定の対象

次の（１）（２）を満たす企業

（１）「石川県ワークライフバランス企業」として県に登録した企業であること

（２）県が定める認定基準（※）を満たしていること

※認定基準 次の①～④のいずれかを満たしていること

①申請した日から過去３年以内に育児・介護休業法が規定する育児休業について、男性の取得者がいること

②以下のア～カのいずれかについて、育児・介護休業法の規定を上回る制度を整備していること

ア 育児休業

イ 子の看護等休暇

ウ 所定外労働の制限

エ 時間外労働の制限

オ 深夜業の制限

カ 所定労働時間の短縮措置等

③以下のア～エのいずれかについて、法が規定する制度等を整備していること

ア 育児に関する目的のために利用することができる休暇

イ 始業時刻変更等の措置

ウ 雇用管理等に関する措置

エ 再雇用特別措置等

④その他、男性労働者の子育て参画支援に関する独自の制度を整備していること

3 申請方法

「石川県パパ子育て応援企業認定申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類を添付して、持参または郵送にて申請してください。

4 認定の有効期間

「県が認定企業として適当と認めた日又は当該認定にかかる登録の有効期間の始期のいずれか遅い日」から、「当該認定にかかる登録の有効期間の終期」までとします。

5 認定内容の変更

認定内容に変更が生じた場合は、その内容を「石川県パパ子育て応援企業認定申請書」にご記入の上、持参または郵送にて提出してください。

6 認定の継続

引き続き認定を受けようとする場合は、認定の有効期間が満了する日までに、「石川県パパ子育て応援企業認定申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類を添付して、持参または郵送にて提出してください。

7 認定の辞退

認定の対象でなくなった場合又は認定の継続を希望しない場合は、その旨を速やかに県に報告してください。

8 認定の取り消し

認定企業として適当でなくなったと県が認めたときは、認定を取り消すことがあります。

9 県の支援

認定企業については、名称や取組内容を県のホームページで公開し、当該企業をPRします。

また、認定企業は、別に定めるところにより、認定のロゴマークを使用することができます。

10 申請・問い合わせ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地（行政庁舎8階）

石川県 健康福祉部 少子化対策監室

結婚支援・ワークライフバランス推進グループ

TEL:076-225-1494 FAX:076-225-1423 E-mail:wlb@pref.ishikawa.lg.jp